

# 玖潭神社における出雲大社の古材拝受とその背景 —付、玖潭神社関係史料の翻刻—

玖潭神社における出雲大社の古材拝受とその背景  
一付、玖潭神社関係史料の翻刻—

## 一 はじめに

### 二 玖潭神社の概要と先行研究

### 三 玖潭神社関係史料について

### 四 出雲大社の古材拝受について

### 五 出雲大社の「門神」としての久多美神

### 六 わわりに

史料翻刻（文書九点・棟札十一点）

## 一 はじめに

平成二十九年の今、概ね終盤を迎えたとはいえ、依然出雲大社は「平成の大遷宮」の真っ直中である。平成二十年に始まり、クライマックスの本殿遷座祭は既に平成二十五年に成就した。その後、摂社・末社の修復も概ね成り、平成二十八年四月からは第二期事業に差し掛かっている。



出雲大社の楼門から出発する大神輿



神輿の到着を歓迎する久多美の人たち

写真提供／玖潭神社

出雲市久多見町の玖潭神社に到達した。その後、この二基の神輿は、大きい方が同社境内社の天満宮内殿に、小さい方は同じく金刀比羅神社内殿に充てられ、第二の活路を得て現在に至っている。

出雲大社から古材を拝受するという、この格別なる高配は、実はこの時が初めてではない。その前の「明治の大遷宮」でもそうであり、さらには江戸時代にまでさかのぼる慣例だった。どうして玖潭神社に対し、このような特別な計らいがなされ続けてきたのか。また、このことはいつまでさかのぼり、その慣例が成立した背景

錦織稔之

とは何だったのか。

その疑問を解く一つの手掛かりとして、出雲大社の「門神社」の存在が考えられる。本殿を中心とする聖なる神域を囲む瑞垣の内側、八足門から入った東西両側に、その門神社は鎮座する。東の門神社の祭神は宇治神、そして西のそれは久多美神である。これら両神は門衛の守護神に位置付けられている。つまり、出雲大社に対して久多美神が果たすこの重要な役割に鑑みて、かくも格別なる高配を受けているのではないか、とそう考えることができるかもしない。それならば、そもそもなぜ門神社の祭神が久多美神なのかという点を突き詰めなければ十分とは言えない。

以上の課題を本稿で取り組むことになるが、予め仮説を述べるとすれば、筆者は玖潭神社が出雲大社の古材を拝受するようになつた時期、および出雲大社の門神社に久多美神と宇治神が共に祀られるようになった時期を、いざれも江戸時代前期の十七世紀後半と推測する。それにはいくつかの要因が重なると見ていているが、その一つに『出雲国風土記』の受容があったのではないかと考える。

次章以降でその根拠となる史料を提示するとともに、考察を加えていきたい。

## 二 玖潭神社の概要と先行研究

### (1) 玖潭神社とその氏子域について

玖潭神社は現在、出雲市久多見町三〇一番地に鎮座する。この久多見町域が同社の氏子域であり、その町域は江戸時代の楯縫郡久多見村が母体となっている。さらにはかのぼれば、中世は久多見保、古代においては楯縫郡玖潭郷に含まれると見なされている。<sup>(1)</sup>さて、その江戸時代以来の楯縫郡久多見村は、明治二十二年（一八八九）に東福村・東郷村・野石谷村<sup>（のいだに）</sup>と合併し、楯縫郡久多美村となる。ここでの新村名は、同じ「クタミ」と発音はするものの、文字表記は「ミ」に「美」の字を用いる。これは、天平五年（七三三）成立の『出雲国風土記』（以下『風土記』と略記）に載る「久多美乃山」「久多美社」に因んだ命名である。よって元の久多見村は新

村の大字の一つに收まる。明治二十九年（一八九六）には楯縫・神門・出雲の三郡が合併して簸川郡が成立し、簸川郡久多美村大字久多見となる。そして昭和二十六年には、いわゆる「昭和の大合併」により簸川郡平田町大字久多美字久多見となり、次いで同三十年の市制施行を経て平田市久多見町となる。これにより「久多美」は地区の呼称としてのみ存続することになった。そして「平成の大合併」の流れの中、平成十七年からは出雲市久多見町となっている。

先述した天平五年（七三三）成立の『風土記』には、楯縫郡内に「久多美社」が三社記されている。うち一社は「在神祇官社」で、神祇官の官社帳簿に登載・管理されている神社。残る二社は「不在神祇官社」で、同帳簿に登載されていない神社である。この「在神祇官社」の一社が、およそ一二〇〇年後の延長五年（九二七）に成立した『延喜式』の神名帳（以下『延喜式』と略記）に所載の「楯縫郡九座」の筆頭「玖潭神社」につながると考えられている。その後の中世史料で同社の存在を確認できるのは、文永八年（一二七一）の「杵築大社三月会相撲・舞頭役結番帳」の中に、「七番」「玖潭社十五丁<sup>（久潭四郎）</sup>」としてわずかに社名が見える。<sup>(2)</sup>

現在の玖潭神社は、『風土記』所載の「在神祇官社」の「久多美社」、『延喜式』所載の「玖潭神社」に比定され、古代以来の信仰を引き継ぐ神社として崇敬されている。祭神は次の通りである。<sup>(3)</sup>

〔主祭神〕 大穴牟遲大神
〔配祀神／合殿久多美社〕 正哉吾勝勝速日天忍穗耳命・天穗日命・天津彦根命・
活津彦根命・熊野櫟樟日命
〔配祀神／合殿貴女社〕 多紀理比賣命・市寸島比賣命・田寸津比賣命
〔配祀神／合殿霹靂社〕 閻於加美命
〔境内社／八坂神社〕 素盞鳴尊
〔境内社／天満宮〕 菅原道真公
〔境内社／金刀比羅神社〕 大物主命

なお、合殿の久多美社に祀られる五神を「五社明神」とも呼んでいる。

## (2) 出雲大社の古材拝受に関する先行研究

玖潭神社についての研究、とりわけ本稿がテーマとする出雲大社の古材拝受についても扱った先行研究は、まずは昭和四年、久多美村尋常高等小学校刊行の『久多美村誌』（以下『旧村誌』と略記）が嚆矢と言える。同書に記された該当箇所は次の通りである（一三三頁）。（※読点の遗漏部分に「、」を、また誤字には右傍に（ ）を付し、その中に正字を入れた。）

現存せる記録によれば、寛文年間、大社御造営の節、古材木を賜はり、（寛文八年三月七日（二二百六十年前）延宝年間御修繕の節、素我<sup>（素我）</sup>神社の古御内殿を下し給ふ（延享元年（百八十四年前）文化六年（百十九年前）再び素我<sup>（素我）</sup>神社の御内殿を賜はりしもの即ち現今の當社御内殿なり。壯麗精巧を極むる御内殿、地方に比なきは之が為めなり。（素我<sup>（素我）</sup>神社の御内殿は大社の古内殿を用ひさせらるべ云ふ）明治十四年御修繕の時、古御輿を下し給ふ。現今の八坂神社の御内殿は之れなり。本殿の床下まで御内殿の現れ出づるが如き廣大なるものなり。

概ねこれで古材拝受の流れはわかる。しかし、ここに記す「現存せる記録」についての出典は明記されておらず、それが一次史料であるのか、後世の史料であるのかは不明である。また、同社が所蔵する棟札についても『旧村誌』には五点ほど採り上げられているが、あくまで所蔵品を列記したという程度の扱いで、古材拝受との関係には一切触れられていない。

昭和二十九年に平田町久多美支所が刊行した『久多美村誌』（以下『新村誌』と

略記）では、先の「現存せる記録」として参照したと思われる史料が五点と、直近の昭和二十八年に再び出雲大社から神輿を拝受した際の史料が二点、合わせて七点の史料が翻刻掲載されている（七五～七六頁）。これにより拝受の具体的経緯が明らかになった。しかし、翻刻された史料には翻刻文の作成に不十分な点が見受けられ、また明らかに誤植と思われる文言も少なくない。そして何より、それら翻刻史料が原本によるのか、写しによるのかの記述がなく、さらに所蔵者についても一切記載がない。

昭和五十六年に島根県神社庁が刊行した『神國島根』でも、先の七点の史料のうち三点が再掲され、古材拝受の流れは触れられている。ただし、『新村誌』を超える内容は盛り込まれていない。

昭和五十八年に式内社研究會が編集して刊行した『式内社調査報告書 第二十卷山陰道3』（以下『式内社調査報告書』と略記）では、寛文九年（一六六九）の棟札から的情報も加味して、古材拝受と玖潭神社造営の関係性をより明確にしている。ただし、紙面の都合もあってだろうが、それは寛文度の検討のみにとどまり、それ以降の歴史的経緯についてはそれまでの先行研究を超えるものではない。

以上、先行研究の四書を見てきたが、それらはいずれも、なぜ出雲大社の古材を玖潭神社は拝受できたのか、また、なぜ門神社の祭神が久多美神であるのかといった根本的な点についてまでは迫ろうとしていない。そこで次章では、まずは関連史料の再確認から行ってみたい。

### 三 玖潭神社関係史料について

ここでは、前章の先行研究を踏まえた上で、まずは関連史料の再確認を行う。棟札については、玖潭神社の本社関係分が十一点、境内社の八坂神社分が三点、天満宮が一点、金刀比羅神社が一点、以上計十六点を確認することができた。『旧村誌』で採り上げられていた本社の五点はすべて現存していた。

文書については、『新村誌』に掲載された七点のうち五点については確認することができたが、残る二点については未だ確認できていない。しかし、逆に興味深い新出史料を見出せたことは大きな収穫と言える。

以上の調査成果をまとめたものが稿末の一覧表であり、そのうちの文書九点、棟札十一点について翻刻文と写真を掲載している。

さて、出雲大社の造営遷宮に際し、玖潭神社側が古材を拝受した現存最古の記録は寛文八年（一六六八）三月七日にさかのぼる（〔文書②〕）。出雲大社の本殿遷座祭が寛文七年三月三十日に行われているので、およそ一年後に拝受したことになる。それを受けて、玖潭神社本殿の造営がなされたことが、〔棟札②〕で確認できる。翌寛文九年二月のことである。

次に『旧村誌』は、「延宝年間御修繕の節、素我<sup>(5)</sup>神社の古御内殿を下し給ふ」と記すが、延宝八年（一六八〇）の〔棟札③〕にも、またその同年と思われる〔文書③〕にも古材拝受の記述は見えず、現存する史料からはそれを確かなことと見なすことはできない。

寛文度に次ぐ古材拝受の確実な記録は、延享元年（一七四四）五月のことになる（〔文書⑤〕〔文書⑧〕）。これに関係する出雲大社の造営が、まさに現在の国宝本殿の造営に当たる。その遷座祭は延享元年十月七日に行われているので、それに先立つて玖潭神社は古材を拝受したことになる。この度の古材は摂社素鷦<sup>(5)</sup>神社の古内殿であるので、旧本殿が解体される前であっても不自然ではない。これを受けて、玖潭神社本殿の造替が開始され、完成に至ったのはおよそ四年後の延享五年（一七四八）四月三日のことである（〔棟札⑤〕）。

続いては文化六年（一八〇九）十月である（〔文書⑬〕）。この時に拝受した古材も素鷦神社の内殿である。出雲大社の本殿遷座祭が文化六年七月二十一日であるので、そのおよそ三ヶ月後に拝受したことになる。なお、この文化度の造営は修造にとどまっているが、そのためであろうか、玖潭神社においても造替はなされず、修造に

とどまっている（〔棟札⑥〕）。文化九年（一八一二）九月二十七日の成就と見える。

さらに続く。明治十四年（一八八一）時も出雲大社は修造にとどまつたが、玖潭神社側は神輿を拝受している。それを示す史料の原本を今回は確認できなかつたが、『新村誌』によれば、出雲大社社務所より玖潭神社祠官の河瀬佐芳に宛て、同年三月十一日付で下げ渡す旨の文書が出されている（七六頁）。出雲大社の本殿遷座祭が明治十四年五月十五日があるので、その二か月前のことになる。この時も出雲大社が修造でとどめているからであろうか、玖潭神社においても修造にとどまり（〔棟札⑦〕）、神輿は境内社の八坂神社の内殿に充てている（〔棟札⑭〕）。完成は明治十六年四月九日のことである。

そして古材拝受が最後に行われたのは昭和二十八年七月十五日になる。この時は主祭神用神輿と御客座用神輿を授かっている（〔文書⑯〕）。本年平成二十九年から数えてもたかだか六十四年前のことなので、この時の様子を鮮明に記憶している高齢の人たちも多く、また写真にも数多く記録されている。そのうちの二枚が、冒頭で紹介した古写真になる。この時拝受した主祭神用神輿は天満宮の内殿に、御客座用神輿は金刀比羅神社の内殿となり、いずれも昭和二十九年四月二日に竣工・成就している（〔棟札⑮〕〔棟札⑯〕）。

#### 四 出雲大社の古材拝受について

前章で紹介した数々の史料から明らかのように、玖潭神社は「寛文度の造営」以降、連綿と出雲大社の造営ないし修造の度に古材を拝受し、それを用いて社殿の造替あるいは修造を行ってきた。なぜこのようなことが可能であったのか。その理由を検討したところ、いくつかの興味深い事柄を見出すことができた。

まず一つは、前章で紹介した文書群を所蔵する、玖潭神社の「本願」森脇家（屋号は岩塚、現当主は森脇利光氏）の存在である。それというのも、同家の祖はもともと杵築（現出雲市大社町杵築地区）に居住し、出雲大社の杜家だったと伝えるの

である。現在、確實にそのことを示す史料は同家に伝えられていないが、『旧村誌』編纂の際、昭和三年九月に行われた「久多美村各戸系図調」によれば、同家の祖は「森脇様之助」と言い、「約七八百年前」に「大社町森脇松若家ヨリ」出てきた者となっている（一九七頁）。この「森脇松若」という人物こそ、北島国造家の旧上官森脇家の明治・大正期の当主である（一八五五）一九一九年）。なお、旧上官森脇家は、その祖を国造出雲泰孝の庶子・孝景としている。<sup>(4)</sup> 出雲泰孝は文永から徳治にかけての頃、つまり十三世紀後半から十四世紀初頭の人物であるから、「約七八百年前」というのはそれを元にした伝承なのかも知れない。

さて、史料上、岩塚森脇家の先祖と確認できるのは、寛文七年（一六六七）の文書①に見える「森脇仁右衛門」になる。加えて、玖潭神社の現存最古の棟札である、「棟札①」の天文二十三年（一五四五）の棟札に、「檀那」として、禅日寺・長乗寺に次いで列記される「森脇治部左衛門」も、おそらく同家の先祖である可能性が考えられる。つまり、出雲大社の上官と縁戚関係があるということは、古材の割り振りについてそれなりに強い発言力を有していたであろうことは想像に難くない。次章で詳しく触れるが、出雲大社の少なくとも寛文以降の諸遷宮に際し、森脇家は常に重要な役回りを務めている。

また、別の要因として考えられるのが、クタミはクタミでも、松江市東忌部町に鎮座する久多美神社（以下「忌部久多美神社」と略記）の由緒である。同社は一時、忌部村内の他の四社とともに忌部神社として合祀されたが（明治四十四年）、大正十二年に再び元の社地に再祀され、以後現在に至るまで平口地区民により祭祀が行わされていいる。<sup>(5)</sup> さて、『風土記』に当たると、意宇郡内の「在神祇官社」の中に「久多美社」が確認できる。つまり「久多美社」は権威郡だけでなく、意宇郡にも存在していたのである。同社は後に、『延喜式』所載の「久多弥神社」につながると考えられている。統いて中世期。『忌部大宮濫觴記抄』には、正平八年（一三五三）に菅近江守が曹泉寺へ久多美明神社頭の田地を造営料として寄進した旨の写

が載せられている。<sup>(6)</sup> もしこれが事実であれば古代以来の信仰が継続されていた可能性も出てくる。永禄九年（一五六六）から慶長六年（一六〇一）の間の成立とされる『忌部總社神宮寺縁起』と『忌部總社神宮寺根源錄』（以下『根源錄』と略記）には、「久多見（美）大神」や「久多見（美）大神山」、「久多見（美）大宮」などの記述が頻出する。<sup>(7)</sup> 以後は近世文書に連綿とその社名を確認でき、少なくともここ四百年間は絶えることなく信仰され続けてきたと見える。

さて、この忌部久多美神社と出雲大社のつながりについて、『根源錄』に次のような興味深い記述を見出すことができた。<sup>(8)</sup>（※句点「。」と返り点は原文のままだが、読点「」および並列点「・」は筆者による。以下、原史料の引用部分は同様。）

安貞元年五月、鎌倉執権北條泰時公、給<sup>一</sup>当國守護佐々木泰清殿・国司藤原昌綱殿申附<sup>一</sup>。杵築天日隅宮修理<sup>ナラフテ</sup>準<sup>ニ</sup>建久年例<sup>一</sup>。雲州鄉民課務給<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>再建<sup>一</sup>。時亂<sup>ニ</sup>社棟<sup>一</sup>成<sup>レ</sup>文宮<sup>マ</sup>柱蟲食跡<sup>マ</sup>。以<sup>レ</sup>偲<sup>ニ</sup>全般<sup>ニ</sup>有様也。或時依<sup>ニ</sup>久多美明神靈夢<sup>ニ</sup>、湯庄中原地頭・曹泉院法印相議。奉<sup>レ</sup>獻<sup>レ</sup>杵築大社建造用材<sup>ニ</sup>、為<sup>レ</sup>依<sup>ニ</sup>明神加護<sup>ニ</sup>。云下逃<sup>ニ</sup>忌部鄉民役<sup>ニ</sup>有難事也上<sup>一</sup>。其用材久多美大宮神木切<sup>ニ</sup>二十五年目毎<sup>一</sup>。從<sup>ニ</sup>神祕算山<sup>ニ</sup>搬出<sup>ニ</sup>、宝治三年六月、從<sup>ニ</sup>鎌倉北條公<sup>ニ</sup>、給<sup>レ</sup>其行様知<sup>ニ</sup>、給<sup>ニ</sup>賞<sup>ニ</sup>美殊勝事<sup>ニ</sup>、使<sup>ニ</sup>藤原出雲国守<sup>ニ</sup>、奠山山統曹泉院給<sup>ニ</sup>寄<sup>ニ</sup>進郷中新開地寺田五貫文・久多美大宮明神神田<sup>ニ</sup>貫文<sup>一</sup>、称<sup>ニ</sup>此寄進田邑民殊勝田<sup>ニ</sup>、存<sup>ニ</sup>今猶<sup>ニ</sup>。

この史料の大意は次の通りである。安貞元年（一二三一七）、執権北条泰時は出雲国の守護と国司に杵築大社の修造を命じ、出雲国内の郷民には役務が課せられることになった。当時杵築大社の社殿は荒れ果て、宮柱には虫食跡が文を成していた。そのような時、久多美明神の靈夢があり、湯庄中原地頭と曹泉院法印が議して建造用材を杵築大社に奉獻した。そのおかげで忌部郷民は課役を免れたと。以後、二十年目<sup>ニ</sup>とに久多美大宮の神木を伐って奉獻を続けた。宝治三年（一二四九）には

執権北条氏の知るところとなり、「殊勝事」と賞され、曹泉院に寺田五貫文、久多美大宮に神田二貫文を寄進された。村民はそれら寄進田を「殊勝田」と称し、今猶存在していると。

ここに記載のすべてが史実かどうか今は確かめる余裕はないが、仮に脚色された伝承であつたとしても、かつて忌部久多美神社の神木が出雲大社の造営用材として提供され続けていたということが広く知られていたのであれば、その返礼の意も込めて、出雲大社の古材が久多美神のために提供されたとしても不可思議ではない。そしてさらにまた、「寛文度の造営」という時期が深く関係するとも言える。これについては、次のように、出雲国内における『風土記』の受容が、およそこの頃から本格化するという背景がある。寛永二十一年（一六四四）の日御碕神社の造替遷宮の際に、尾張藩主徳川義直が『風土記』を同社に献納し<sup>(9)</sup>、また、松江藩儒黒澤石斎が承応二年（一六五三）頃に『風土記』を多く引用した『懐橘談』を著したことにより、上官佐草自清をはじめとする出雲大社の社家中に『風土記』が認知され、同書所載の古代の神社や祭神に対する関心が高まつたことが挙げられる。<sup>(11)</sup> このような背景の中で、古代の玖潭郷が杵築大社の主祭神・所造天下大神にとって因縁深い地であったことが再認識されたことも要因となつたのではないだろうか。つまり、『風土記』中の次の二節である。<sup>(12)</sup>

御門ミカドノ神 傳記ニ曰、東ハ久多美明神、本社在ニ西ハ宇治明神、意宇郡ニ共ニ素盞鳴尊御子、稻田姫生ミ玉フ神也ト云々、水青云、謹テ見ルニ神系圖ヲ、稻田姫ノ生スニシテ兒者大己貴ノ神而已、然ラバ傳記ノ説難ニ信用一、凡諸社之門神、號ニ門賓人ト祭ルニ、蓋於テハ二大神宮ニ者、櫛磐間門命・豐磐間門ノ命也、於テモ禁中ニ祭レ之、據レバ之則大社ニモ、自ニ建久造營之時、始テ祭ル此ノ神ヲ者ナラン矣、

玖潭郷、郡家正西五里二百歩、所ニ造天下一大神命、天御飯田之御倉、將造給、並木鬼巡行給、爾時、波夜佐雨久多美乃山詔給之故云忽美一、改神龜三年、改字玖潭

『風土記』の受容が契機となり、久多美神の本宮はむしろ楯縫郡の方だと意識され始め、加えて森脇家の存在もそれを後押しする力となつて、出雲大社側が玖潭神社に古材を提供し始める流れをつくり出したのではないだろうか。とりわけこの『風土記』の受容という点については、次章でさらに検討を加えたい。

佐草自清は、何らかの伝記に則り、東側の社の祭神は「久多美明神」、西側の社のそれは「宇治明神」と記した。しかし、この両神が「共ニ素盞鳴尊御子、稻田姫

## 五 出雲大社の「門神」としての久多美神

### （1）門神社の祭神の変遷

「はじめに」でも触れたように、出雲大社の「門神社」は、東側の祭神が宇治神、そして西側のそれは久多美神である。これら両神は門衛の守護神に位置付けられており。ただ、一般的に門衛の守護神として広く祀くわいわめいられているのは櫛石窓神トヨイハマミと豊石窓神ヒヨウイハマミで、いずれも『古事記』の天孫降臨の段に初出する。<sup>(13)</sup> こういう役目柄か、後に内裏外郭の東西南北の四門それぞれに祀くわいわめいされることになり、さらには多くの神社で門衛の守護神として崇められていくことになる。

ところが、出雲大社では門神社にこの櫛石窓神と豊石窓神は祀くわいわめいらず、在地の神と思われる宇治神と久多美神が祀くわいわめいられているのである。門神社は古くは「門客人社」とも呼ばれ、「杵築大社仮殿造営目録」の嘉禄二年（一一二六）の記事に既に「一左右門客人社二字」として見える。<sup>(15)</sup> ただし、その祭神について明示する記載はなかなか現れず、管見の限りでは、元禄七年（一六九四）に佐草自清が著した『出雲水青隨筆』でようやく確認できる。その該当部分は次の通りである。<sup>(16)</sup>

生ミ玉フ神也」とある点を疑い、この伝記を否定的に捉えている。そして伊勢神宮や宮中の例に倣って、もともと建久の造営時に「御門ノ神」を祀り始めた時は、祭神は櫛石窓神と豊石窓神だっただろうと推測する。

ここで気になるのは、東側の社の方に久多美神が祀られ、しかも「本社在<sup>意宇郡</sup>」と付されている点である。つまり現在とは東西が逆であり、加えて、久多美神の本宮が意宇郡にあるとの認識を伝えていることである。

この点については、四章で述べたことをまさに裏付けるかのように、中世には忌部久多美神社の方が出雲大社にとって関わりの深い存在であったと物語っているようと思える。

東側の社に久多美神が祀られていたことは、延享元年（一七四四）度の造営について記録した『出雲大社延享造営傳 乾』（以下『延享造営伝』と略記）でも確認できる。<sup>[17]</sup> それは次の通りである。

門神二字、式間に三間宛、東久多見明神御鎮座、楯縫郡玖潭神社のよし、此由緒を以て往古より造営の度々古材木少々寄附の旨、旧格の願にまかせられ、今般素鷦宮古御内殿寄附之、尤御内殿の事、后例に不相成旨、筆記を以、下知有之、西宇治明神、二神共當社明神御子のよし

「東久多見明神」「西宇治明神」と記す。ただし、ここでは「久多見明神」を

「楯縫郡玖潭神社のよし」とする。そして玖潭神社側から先例の通り古材木下賜の願いがあり、今回は素鷦宮の古内殿を下賜したとする。

受けた側の玖潭神社側にも同様の内容を記す文書が残されていたのは先述の通りだが、授け手と受け手の両者側に記録が残されていたことに大きな意義がある。

話を元に戻す。要は延享元年時に至ると、「久多見明神」の本宮ははっきり楯縫

郡の玖潭神社と認識されている。以前の「東<sup>ハ</sup>久多美明神、<sup>本社在</sup>意宇郡<sup>ニ</sup>」であれば、「西

「宇治明神、<sup>本社在</sup>意宇郡<sup>ニ</sup>」との位置関係に矛盾はないのだが、それが楯縫郡となれば地理的に違和感を感じさせる。それにもかかわらず、依然「東久多見明神」のままである点が移行期の段階と見受けられる。

また、『出雲水青隨筆』には、「久多美明神」と「宇治明神」は「共ニ素盞鳴尊御子」と記されている。中世においては、出雲大社の主祭神は素盞鳴尊だと広く信じられていた。それが寛文度の造営を前後して、出雲大社自身が主祭神は大己貴神だと主張するようになる。<sup>[18]</sup> それにもかかわらず、『延享造営伝』は「二神共當社明神御子のよし」のままである。これまた移行期の段階を如実に示していると言えよう。

## （2）門衛の守護神としての久多美神

さて、次になぜ門神社に久多美神が配されているのかについて考察を加えたい。まず、想起されるのは、出雲大社の主祭神との深い関係性である。ただし、先に記したように、出雲大社は寛文度の造営を境として、その後で主祭神に対する認識の変化が見て取れる。そうなると「主祭神との深い関係性」とするにはあまりにも曖昧過ぎて、不十分と言わざるを得ない。

門神社の祭神について、出雲大社関係史料に限定すると、元禄七年（一六九四）の『出雲水青隨筆』以前のものを確認できないが、それを窺わせるような史料が佐太神社の方に存在する。明応四年（一四五五）の『佐陀大社縁起』である。<sup>[19]</sup> ここに次のような記述がある。

一、山城<sup>ハ</sup>國賀茂大明神<sup>ハ</sup>者當國杵築大明神<sup>ハ</sup>第一、王子阿式<sup>シキ</sup>大明神是也、今當社<sup>ノ</sup>北客人神ト云是也

一、紀州熊野權現者杵築大明神<sup>ハ</sup>第二、王子當國<sup>ノ</sup>玖潭大明神是也、今當社<sup>ノ</sup>南<sup>ナリ</sup>客人神ト云是也

なお、同書には「素盞鳴尊者杵築大社大明神是也」の記述があるので、ここで言う「杵築大明神」が素盞鳴尊を指しているのは明らかである。よって、その王子だから故に南北の「客人神」として祀っている、という意識が強く感じられる。「阿式大明神」が素盞鳴尊の第一王子であったり、「玖潭大明神」が第二王子であったりなどは、記紀にはもちろん、『風土記』にも見えない神話である。いわば古代神話の中世的変容を表す一事例と言える。ただ、佐太神社のみでそのように信じられていたわけではなさそうで、大永四年（一五二四）には既に確認できる能の「大社」にも、次のような謡いの一節がある。<sup>21)</sup>

地クリ 『抑も出雲の国大社は。三十八社を。勧請の地なり

シテサシ「然るに五人の王子おはします

地 「第一はあじかの大明神と現れ給ふ。山王權現これなり

ここでも第一王子は「あじかの大明神」、すなわち「阿式大明神」を指すであろう神名が見える。

それが江戸時代に入り、十七世紀も半ばを過ぎると、微妙に変化した形で現れてくる。承応二年（一六五三）頃に成立した『懷橘談』には、「佐太」の項目に次のように見える。<sup>22)</sup>

當社門客人、北の門は加茂の大明神、南は熊野權現なり、外の門、東は阿式明神、西は玖潭の明神なり

これとはほぼ同時期、佐太神社旧上官の宮川家に伝わった『佐陀大明神縁起』にも同様の記述がある。<sup>23)</sup> 同書の奥書には、寛文八年（一六六八）に正神主・權神主と共に宮川兵部が上京した折、この縁起を公家衆に見せたとの記述があるので、少なくとも寛文八年時には存在したものである。

一當社門客人神事、

北之門客人神者、山城國賀茂大明神也。爲「當社」守護ト云。

南之門客人神者、紀州熊野權現也。爲「當社」守護ト云。

一當社外之門客人神事、

東之門客人神者、杵築大明神第一之王子阿式大明神也。

西之門客人神者、杵築大明神第二王子玖潭大明神也。

同書にも「索盞烏尊、是雲州杵築大社也」の一文があるので、「杵築大明神」が素盞鳴尊を指しているのは変わらない。

ところが、佐太神社における門客人神に対する認識は、その後大きく変わる。天和四年（一六八四）に正神主朝山勝秀が記した『佐田大社之記』では、次のようになっている。<sup>24)</sup>

内門客人大伴氏祖神  
來自氏祖神  
(中略)  
外門客人東、豐磐窓  
西、櫛石窓

明応四年の『佐陀大社縁起』に見られた、北客人神は「賀茂大明神」＝「阿式大明神」、南客人神は「熊野權現」＝「玖潭大明神」という図式が消え、新たに「阿式明神」と「玖潭明神」を祭神とする東西の門客人神の存在が確認できる。また、

大伴氏は正神主朝山家のルーツとされる。記紀によれば、大伴氏の祖神と来自氏の祖神は天孫降臨の際に武装して供奉する。<sup>25)</sup> また、櫛石窓神と豊石窓神も先に触れたりように天孫降臨の際に初出する「御門之神」であり、ここにおいて中世以来の出

雲ならびに出雲大社に所縁のある神々が一掃されるのである。これには、後に元禄十年（一六九七）、幕府の裁定を仰ぐことにまで発展する、佐太神社による出雲大社への対抗意識という一面もあるのかもしれない。<sup>(26)</sup>

つまり、佐太神社の史料から窺えるような、中世に変容した祭神認識が出雲の地には存在していたようで、それが出雲大社においても、おそらくは寛文度の造営を機に、門神社の一方の祭神が「阿式大明神」から「宇治明神」に差し換えられたのではないだろうか。そして、その移行期の段階であるがため、『出雲水青隨筆』が言うような「久多美明神」と「宇治明神」は「共ニ素盞鳴尊御子」であるなどといふ点は改める余裕もなく、しばらく認識され続けたと考えることはできないだろうか。

それではなぜ、門神社の祭神が久多美神と宇治神に定められたのかだが、この点については四章で述べたように、やはり『風土記』の再認識、ということが関係するのではないだろうか。つまり素盞鳴尊の御子神という位置付けから新たな位置付けへの変更である。その指針となつたのは、門衛の守護神としての性格、つまり隨神としての役割を担うにふさわしい武神を想起させる存在が求められたのではないか。

だらうか。そして選ばれたのが久多美神と宇治神であった、とそう考えられはしないだろうか。つまり、久多美神は從来の素盞鳴尊の御子神という位置付けから、楯縫郡を代表する神として、「楯」を司る役割を見出されたのではないだろうか。

ところで、『風土記』には各郡の神社名が事細かに記されている。その筆頭に記された神社は、その郡で最も有力な神社だと認識されていたと考えられている。<sup>(27)</sup> つまり、楯縫郡の筆頭に掲げられた「久多美社」は、出雲大社に献上される「楯」が造られ始めた地を代表する神社と位置付けられたのではないだろうか。それを傍証するのが「文書①」もある。つまり、寛文度の造営遷宮に際し、玖潭神社本願をする。この「楯」役は、続く延享度の造営遷宮に際しても同様であったことが「文

書⑪」から明らかであり、決して偶然というレベルではないことが見て取れる。なお、『延享造営伝』にもこのことは記されている。延享元年（一七四四）十月七日、本殿遷座祭に当たつての神幸行列の一節は次の通りである。<sup>(28)</sup>

七番御楯 古例に任せ、楯縫郡久多見神社の鍵取森脇兼房、白張にて懷之

さて、もう一方の宇治神についても、やはり『風土記』の再認識という動きの中で選び出された神のように思われる。元禄七年（一六九四）の『出雲水青隨筆』が「宇治明神、本社在大原郡」と記すように、宇治神は大原郡宇治村（現雲南省加茂町宇治）を本宮とする、近世に「宇治三社大明神」と呼ばれていた神と認識されていたように推測できる。つまり現在の宇能連神社がその本宮に当たる。その傍証となるのが、天和三年（一六八三）の『出雲風土記鈔』である。同書によれば、宇治村は當時、古代の「屋裏郷」の範囲と見なされ、同郷を代表する神社が「宇治三社」だと意識されていたように窺える。<sup>(29)</sup>

鈔云、此郷、翁セテ乎宇治・南加茂・加茂中村・延野・大竹・猪尾・岩倉・新宮・砂子原・近松・立原・大崎等、一十二所ヲ、以為「屋裏郷」也、宇治三社者祀レリ所造天下大神ヲ、記字乃知社トハ是也、東北二十里一百一十六歩、

今、之一里廿五町五十六間也

そして、この「屋裏郷」が古代にどういう地として意識されていたのかが、『風土記』の中の次の二節から窺える。<sup>(30)</sup>

屋裏郷、郡家東北一十里一百十六歩、古老傳云、所造天下大神、令レ殖レ笑  
給處故云矢内、神龜三年、改二字屋裏

つまり、所造天下大神が「笑」(=矢)を殖した地が「屋裏郷」であり、その比定地に鎮座する代表的な神だからが故に、宇治神が選ばれたのではないだろうか。

以上のように、門衛の守護神としての役割を担うにふさわしい、武神を想起させる神として久多美神と宇治神が選ばれ、それを選ぶ過程で『風土記』が大いに参照されたと捉えられるのではないだろうか。

## 六 おわりに

玖潭神社には出雲大社から譲り受けた古材が様々に用いられている。つまり、玖

潭神社の本殿内殿は、かつての素鷦社の内殿であり、玖潭神社境内社の天満宮内殿は、かつての出雲大社の主祭神用の神輿、同じく金刀比羅神社内殿は御客座五神用の神輿が転用されている。その歴史をたどっていくと、出雲大社の寛文度の造営以降、その造営ないし修造の度ごとに、玖潭神社は出雲大社の古材の提供を受け続けてきた。これは一体なぜなのか。その理由を考えていった時、手がかりとして見えてきたのは次の三点だった。

①杵築大社旧上官の分家筋となる本願森脇家の存在。

②久多美明神靈夢による杵築大社への建材奉納の伝承。

③『風土記』の受容による、玖潭郷の「神縁の地」としての再認識。

また、出雲大社の瑞垣内には門神社が東と西に二社鎮座する。これらは多くの神社に見られる隨神社、ないしは隨神門に相当する。それら出雲大社門神社の祭神が、実は久多美神と宇治神なのである。この両神の組み合わせは、元禄七年（一六九四）の史料初出以降は変わっていない。ただ、佐太神社の古記録から類推すれば、古く中世は「阿式大明神」と「玖潭大明神」だった可能性が想定される。いずれの神も素盞鳴尊の御子神という点から選ばれていたように察せられた。これらがおそらく

寛文度の造営遷宮を前後して置き換えていったように思われる。そこに前記③の理由と同様に、『風土記』の受容が大きく関係していたのではないかと推測してみた。

『出雲國風土記』が編纂されて一三〇〇年。あたかも一三〇〇年間連綿と読み継がれていたかのような錯覚を受けるが、実際には出雲の地において長く忘れられていた存在であった。それが再認識され、大きく広まり出したのは出雲大社の寛文度の造営辺りからのことである。

寛文よりおよそ十年前、黒澤石斎は『懐橘談』の中で次のように感じたままを述べている。<sup>(31)</sup>

凡そ此行公より退かるいとまに、或は宮司・社僧、或は村老・宿主などよびて風土記に記す所の郷里山川を尋ね侍れども、十に一二も定かならず

本稿で取り上げた玖潭神社と森脇家に伝え継がれてきた史料の数々は、在郷の一神社側から出雲大社の遷宮史を見つめ直すことができる稀少な史料群と言えよう。本稿が、『風土記』受容の実態を解明していく上での一助となってくれれば誠に幸いである。

## 謝辞

本稿執筆に当たっては、玖潭神社関係史料の調査に際して、鳥田富夫氏（前久多美コミュニティセンター長）・常松久志氏（玖潭神社宮司）・三島眞治氏（前玖潭神社総代長）・森脇利光氏（玖潭神社本願）から協力を賜り、また『風土記』の研究史の整理等に際して野々村安浩氏（古代文化センター特任研究員）から助言を頂きました。ここに記して感謝の意を表します。

註

玖潭神社における出雲大社の古材拝受とその背景  
一付、玖潭神社関係史料の翻刻—

- (1)『島根県の地名』平凡社、一九九五年、八八頁。
- (2)『大社町史 史料編（古代・中世）上巻』大社町、一九九七年、三〇三～三一五頁。
- (3)『神國島根』島根県神社庁、一九八一年、二四八～一五〇頁。
- (4)『出雲國造家文書』清文堂、一九六八年、七八～八三頁。
- (5)『式内社調査報告 第二十巻山陰道3』式内社研究會、一九八三年、六一～六六頁。
- (6)『松江市史 史料編3古代・中世I』松江市、二〇一三年、八〇一～八〇三頁。
- (7)藤岡大拙「忌部神社藏古記録について」『山陰一地域の歴史的性格』地方史研究協議会、一九七九年、所収。
- (8)前掲「忌部神社藏古記録について」、一七四頁より。ただし、原本複写をもとに一部誤脱字を修正している。
- (9)『風土記』は日御碕神社に秘藏されたままだったわけではなく、別当恵光院順式（古庄慶雄）の手を介して認知されるようになったと推察されている。それについての考察は、高橋周『『出雲國風土記』写本二題——郷原家本と「自清本」をめぐって』『古代文化研究』第二十二号、島根県古代文化センター、二〇一四年、十五～十七頁、に詳しい。
- (10)岡宏三『『懷橘談』と『出雲國風土記』』『季刊文化財』第八十七号、島根県文化財愛護協会、一九九七年、十一～十五頁。
- (11)高橋周『近世出雲における『出雲國風土記』の伝写と神社の歴史認識（一）』『古代文化研究』第二十四号、島根県古代文化センター、二〇一六年、四六～四七頁。
- (12)『出雲日御碕神社蔵 出雲國風土記』『出雲國風土記諸本集』勉誠社、一九八四年、三三七頁。
- (13)『古事記』の天孫降臨の段には、「次天石戸別神、亦名謂櫛石窓神、亦名謂豊石窓神。此神者、御門之神也。』とある。
- (14)『延喜式』の神名帳、宮中神の条にも、「御門巫祭神八座」として、「櫛石窓神四面門二座」と「豊石窓神四面門二座」と見える。
- (15)前掲『大社町史 史料編（古代・中世）上巻』、三三三～三三三頁。
- (16)『出雲水青隨筆』『神道大系 神社編 出雲大社』神道大系編纂会、一九九一年、一三三一頁。
- (17)『出雲大社 社殿等建造物調査報告』大社町教育委員会、一〇〇三年、六九頁。
- (18)西岡和彦『近世出雲大社の基礎的研究』大明堂、二〇〇一年、一三一～三三頁。
- (19)『松江市史 史料編4 中世II』松江市、二〇一四年、一〇一～一〇六頁。また、『重要文化財 佐太神社』鹿島町立歴史民俗資料館、一九九七年、四二三～四二七頁。なお、いずれも底本は安政六年（一八五九）の写本である。
- (20)大永四年（一五二四）の「能本作者註文」に初出する。同史料は『国語国文学研究史大成8 謡曲狂言』三省堂、一九六一年、に所収されている。
- (21)前掲『大社町史 史料編（古代・中世）下巻』、二七～三三頁。なお、第二王子以下は、「みなとの大明神」「伊奈佐の速玉の神」「鳥屋の大明神」「出雲路の大明神」であり、当時の信仰の実態をどこまで正確に示すのかは検討をする。
- (22)『懷橘談卷下』『出雲文庫第二編 懐橘談前後篇・隱州視聴合紀』松陽新報社、一九一四年、八三頁。
- (23)『神道大系 神社編 出雲・石見・隱岐国』神道大系編纂会、一九八三年、八四頁。
- (24)前掲『神道大系 神社編 出雲・石見・隱岐国』、九四～九五頁。
- (25)『古事記』の天孫降臨の段には、「天忍日命・天津久米命二人、取負天之石鞠、取佩頭椎之大刀」、取持天之波士弓、手挾天之貞鹿兒矢、立御前

「而仕奉。故、其天忍日命、此者大伴連等之祖也天津久米命、此者久米直等之祖也」とあり、『日本書紀』

にも、卷第二 神代下 第九段 一書第四、でほぼ同様の記述が見える。

(26) この辺りの経緯は、『大社町史 中巻』出雲市、二〇〇八年、一二五〇一三九頁、に詳しい。

(27) 朝山皓「出雲風土記雑考（上）」『島根評論』通巻第六十六号、島根評論社、

一九三〇年、三九貞（朝山皓『出雲国風土記論』古代文化センター、一九九八年、再録）。『出雲国の式内社』『神光』第一号、式内社顯彰會、一九五二年、二九頁（朝山皓『出雲国風土記とその周辺』古代文化センター、一九九九年、再録）。関和彦『『出雲国風土記』註論』古代文化センター、二〇〇六年、六七一頁。

(28) 前掲『出雲大社 社殿等建造物調査報告』、七三二頁。

(29) 古代出雲歴史博物館蔵『出雲風土記鈔』。その解説は、『平成の大遷宮 出雲大社展』古代出雲歴史博物館、二〇一三年、二四五〇二四六頁、に詳しい。

(30) 前掲『出雲日御碕神社蔵 出雲国風土記』、三九一頁。

(31) 前掲「懐橘談卷下」、一三八頁。

### 史料翻刻の凡例

- 調査により確認した文書と棟札は次頁の一覧表の通りで、「掲載」欄に「○」を付したものについて、翻刻文と写真を掲載している。
- 折紙の法量については、開いた状態の寸法を記している。
- 翻刻に当たり、体裁は可能な限り原本に忠実であるように努めている。
- 宣命体が多用される史料も含むため、全体を通して可能な限り、字体は原本通りとしている。なお、万葉仮名や変体仮名の助詞等は小書きにしている。
- 誤記と思われる箇所は、その傍らに「(○○)」を付して正した。ただし、断定で

きないものは「(○○カ)」と推定される字句を付すか、「(ママ)」としている。

○破損や虫喰い等で解説困難な箇所は、「□」または「[ ]」で示している。

○読み手の利便を図るため、適宜、読点「、」や並列点「・」を加えている。

○異筆は斜体で表現している。

玖潭神社における出雲大社の古材拝受とその背景  
—付、玖潭神社関係史料の翻刻—

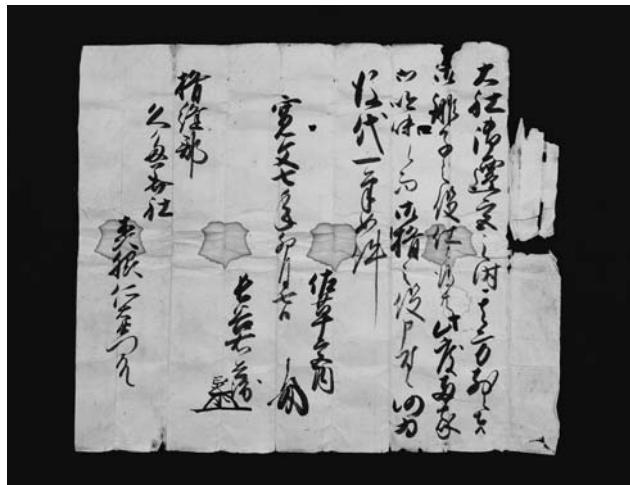
番号	掲載	内 容	年代				差出・作成	宛先	法量(cm)		形状	所蔵者
			和暦	西暦	月	日			たて	よこ		
文書①	○	〔杵築大社遷宮に際し御楯役申付の事〕	寛文07	1667	04	07	長谷右兵衛正之・佐草宮内	楯縫郡久多美社森脇仁右衛門	31.5	37.2	一紙	森脇利光氏
文書②	○	〔玖潭神社造営に際し杵築大社古材木の下げ渡しの事〕	寛文08	1668	03	07	佐草宮内・長谷右兵衛正之	神主内蔵太夫・別當森脇仁右衛門	36.8	51.7	折紙	森脇利光氏
文書③	○	〔玖潭神社修復に際し神主同前に精を入れるよう申付の事〕	申(延宝08カ)	1680	02	22	長谷右兵衛正之・佐草左衛門直清	久多美社別當森脇仁右衛門	29.4	36.7	一紙	森脇利光氏
文書④	○	〔玖潭神社修復に際し神主同前に精を入れるよう申付の事〕(写)	申(延宝08カ)	1680	02	22	長谷右兵衛・佐草左衛門	久多美社別當森脇仁右衛門	28.8	42.8	一紙	森脇利光氏
文書⑤	○	覚(素鷦社古小内殿の下げ渡しに付)(写)	子(延享元)	1744	05		村田幾右衛門・大塚伴藏	北嶋市正・長谷右兵衛	17.7	77.0	継紙	森脇利光氏
文書⑥	○	覚(素鷦社古小内殿の下げ渡しに付)(写)	子(延享元)	1744	05		村田幾右衛門・大塚伴藏	北嶋市正・長谷右兵衛	41.6	59.8	折紙	森脇利光氏
文書⑦	○	覚(素鷦社古小内殿の下げ渡しに付)(写)	子(延享元)	1744	05		村田幾右衛門・大塚伴藏	北嶋市正・長谷右兵衛	38.0	52.3	折紙	森脇利光氏
文書⑧	○	覚(素鷦社古御内殿の下げ渡しに付)	延享元	1744	05		長谷右兵衛・北嶋市正	神主金築清登・別當森脇安之丞	17.8	75.3	継紙	森脇利光氏
文書⑨	○	覚(素鷦社古御内殿の下げ渡しに付)(写)	延享元	1744	05		長谷右兵衛・北嶋市正	神主金築清登・別當森脇安之丞	41.4	59.0	折紙	森脇利光氏
文書⑩	○	覚(素鷦社古御内殿の下げ渡しに付)(写)	延享元	1744	05		長谷右兵衛・北嶋市正	神主金築清登・別當森脇市之進	37.9	51.2	折紙	森脇利光氏
文書⑪	○	〔杵築大社遷宮に際し御楯役申付の事〕(写)	延享元	1744	05		長谷右兵衛・北嶋市正	楯縫郡玖潭社別當森脇安之丞	27.8	41.0	一紙	森脇利光氏
文書⑫	○	〔杵築大社遷宮に際し御楯役申付の事〕(写)	延享元	1744	05		長谷右兵衛・北嶋市正	楯縫郡玖潭社別當森脇市之進	29.0	41.7	一紙	森脇利光氏
文書⑬	○	覚(素鷦社古御内殿の下げ渡しに付)(写)	文化06	1809	10		佐草豊後・長谷衛士	神主金築三好・別當森脇市之進	32.8	45.3	一紙	森脇利光氏
文書⑭	○	〔出雲大社正遷座に際し使役の事〕	明治14	1881	05	14	出雲大社々務所庶務課	森脇市之進	26.2	37.2	野紙	森脇利光氏
文書⑮	○	覚(出雲大社御神輿・御客座御神輿の下げ渡しに付)	昭和28	1953	07	吉	出雲大社宮司 千家尊祀	宮司常松始郎・由縁之家森脇朗	30.0	42.5	一紙	玖潭神社

玖潭神社関係所蔵の出雲大社との関わりを伝える文書一覧

番号	掲載	関係の神社	棟札主文	年代				法 量 (cm)			形 状		所蔵者	
				和暦	西暦	月	日	総高	上幅	下幅	厚さ	頭部	切欠き	
棟札①	○	玖潭神社	奉勸進修造雲州楯縫群玖潭之社御器奉獻	天文23	1554	04	吉	107.2	12.3	12.2	1.3	平頭		玖潭神社
棟札②	○	玖潭神社	奉寄立五社太明神一宇	寛文09	1669	02	吉	122.5	21.8	20.9	1.6	尖頭		玖潭神社
棟札③	○	玖潭神社	奉造立五社太明神御社一宇	延宝08	1680	03	13	102.5	14.2	12.6	2.4	尖頭	左下	玖潭神社
棟札④	○	玖潭神社	奉上葺伍社大明神社一宇	享保20	1735	11	25	83.7	13.5	12.7	1.8	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑤	○	玖潭神社	奉建立玖潭神社一宇	延享05	1748	04	03	66.7	12.5	9.7	2.1	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑥	○	玖潭神社	奉修覆玖潭神社一宇	文化09	1812	09	27	102.2	18.3	17.1	1.0	尖頭		玖潭神社
棟札⑦	○	玖潭神社	奉脩繕式内郷社玖潭神社	明治16	1883	05	09	102.4	17.7	16.8	1.1	尖頭		玖潭神社
棟札⑧	○	玖潭神社	奉本殿上葺・通殿・拝殿新築郷社玖潭神社一宇	大正08	1919	04	03	128.3	25.4	24.3	1.4	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑨	○	玖潭神社	奉上葺郷社玖潭神社一宇	昭和03	1928	11	14	98.0	13.6	12.9	1.5	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑩	○	玖潭神社	奉本殿上葺玖潭神社一宇	昭和22	1947	04	03	96.8	17.9	17.2	1.5	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑪	○	玖潭神社	奉本殿・築垂改築玖潭神社	昭和35	1960	04	02	95.3	19.1	17.7	1.9	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑫	○	八坂神社	奉造替鹿嶋大明神・祇園大明神社一宇	安永02	1773	12	19	51.1	12.6	11.0	1.4	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑬	○	八坂神社	奉上葺鹿嶋大明神・祇園大明神社一宇	寛政04	1792	03	23	51.2	12.8	11.1	1.4	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑭	○	八坂神社	奉再建八坂神社	明治16	1883	04	09	51.2	11.0	9.8	1.0	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑮	○	天満宮	奉造替天満宮一宇	昭和29	1954	04	02	90.4	11.7	9.8	1.6	尖頭	右下	玖潭神社
棟札⑯	○	金刀比羅神社	奉造替金刀比羅神社一宇	昭和29	1954	04	02	82.0	9.9	8.6	1.5	尖頭	右下	玖潭神社

玖潭神社所蔵の棟札一覧

文書①



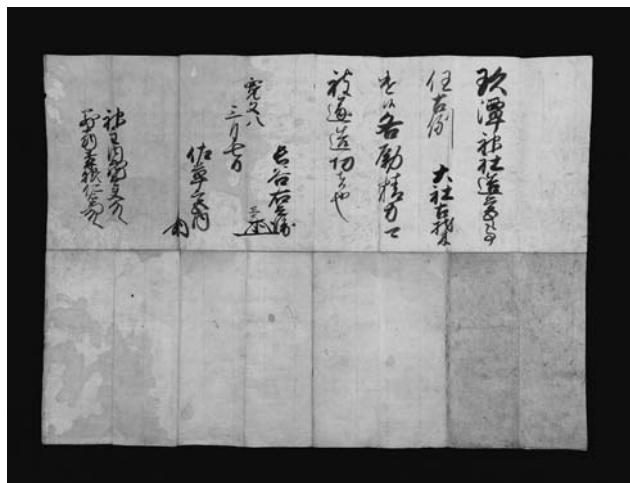
大社御遷宮之時、其方前々者  
御銚子之役仕候得共、此度両家  
御吟味候而、御楯之役申付候、仍為  
後代、一筆如件

寬文七年卯月七日 (花押)  
長谷右兵衛 正之 (花押)

久多美社

佐草宮内  
楯縫郡

森脇仁右衛門殿  
神主内藏太夫殿  
別當森脇仁右衛門殿



玖潭神社造堂之事、  
任古例 大社古材木  
遣候、各勵精力、可  
被遂造功者也

寬文八 三月七日  
長谷右兵衛 正之 (花押)

佐草宮内

(花押)

文書②



今度久多美社修復在之由、  
一段之儀二候、其方事、別當職二候  
条、申迄無之候得共、神主同前二  
可被入精候、以上

申ノ二月廿二日  
長谷右兵衛正之 (花押)  
佐草左衛門直清 (花押)

久多美社別當

森脇仁右衛門殿

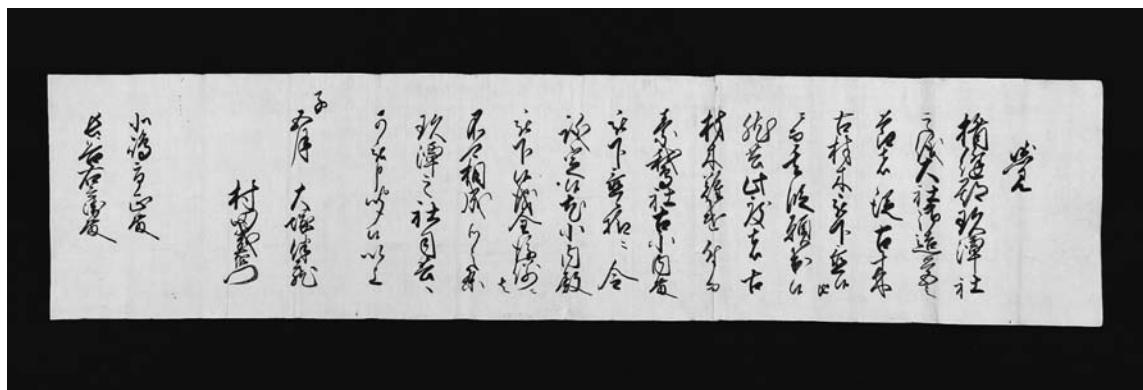
文書③

文書⑤

玖潭神社における出雲大社の古材拝受とその背景  
一付、玖潭神社関係史料の翻刻一

覺  
樁縫郡玖潭社  
之儀、大社御造営之節、從  
節者從古來  
古材木被下置候由  
二而、其段願出候、  
然共、此度者古  
材木難遣、付而  
素鷦社古小内殿  
被下置候様二令  
議定候、尤小内殿  
被下置候儀、全後例二者  
不可相成候之条、  
玖潭之社司共へ  
可被申聞候、以上

子五月 大塚伴藏  
北嶋市正殿  
長谷右兵衛殿  
村田幾右衛門



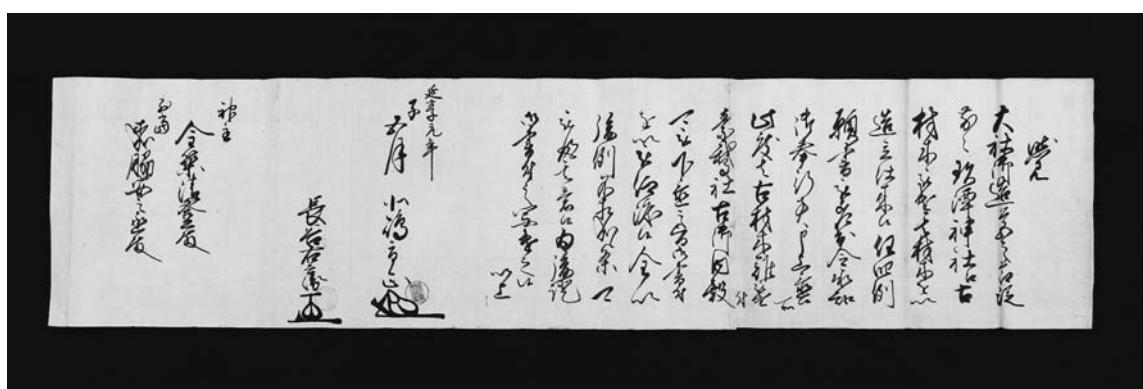
文書⑥

覺  
大社御造営之節、從  
前々玖潭神社江古  
材木被遣、其材木を以、  
造立仕来候、任旧例  
願書被差出、令承知、  
御奉行方へ申上置候所、

此度者古材木難被遣付、  
素鷦社古御内殿

可被下置之旨、御書付  
を以、被仰渡候、全以  
後例不相成候条、可  
被得其意候、為後證、  
御書付之写、遣之候、  
以上

延享元年  
子五月 北嶋市正 (印・花押)  
神主  
長谷右兵衛 (印・花押)  
金築清登殿  
別當  
森脇安之丞殿



## 文書⑪

写

大社御遷宮之時、其方  
前々者御跳子之役仕候得共、  
此度兩家御吟味候而、

御楯之役申付候、仍為後代、

一筆如件

延享元年  
子五月  
北嶋市正  
長谷右兵衛

橋縫郡玖潭社別當

森脇安之丞殿



## 文書⑬

延享年<sup>甲</sup> 覚

大社御造當之節、玖潭社江素<sup>(義)</sup>鵝社御内殿被遣、依

此度<sup>(此度カ)</sup>「<sup>(茂)</sup>願書を以、被願出候ニ付、準先規<sup>(義)</sup>素<sup>(義)</sup>鵝社

□内殿、久潭社内殿ニ被遣之候、尤寬文年中

大社御造當之節<sup>(者)</sup>古材木被遣候趣、相見へ候得共、

此度<sup>(此度カ)</sup>準延享之例、素<sup>(義)</sup>鵝社御内殿被遣之候、

尓し定格之訛等申出、後來異論<sup>(ケ)</sup>間鋪儀、

被申出間鋪候、為後證、仍而如件

文化六年巳十月  
佐草豊後(印)

神主  
金築三好殿

別當

森脇市之進殿

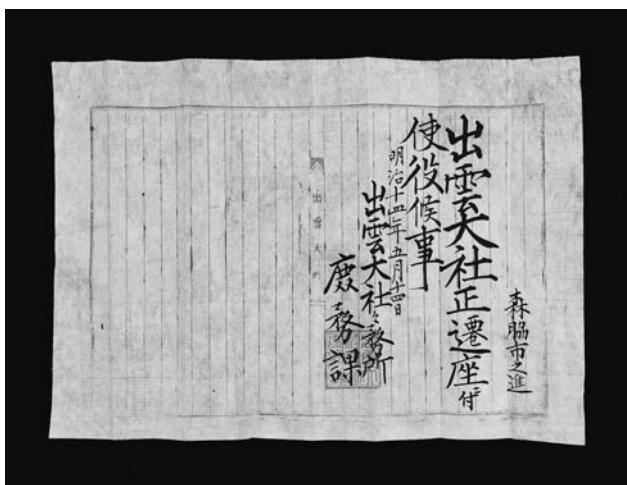


## 文書⑭

森脇市之進  
出雲大社正遷座二付、

使役候事  
明治十四年五月十四日

出雲大社々務所  
庶務課(印)



覺

古神器古材木下賜に關する昭和十九年四月  
二十九日附提出の申請書並に昭和二十六年  
八月二十二日附提出の請願書につき調査  
いたしましたところ當社保存の古記録と  
全く相違ありません、因って當社との由縁  
廢絶せざる様、古例に準じ御神輿壹振及  
び御客座御神輿壹振をお渡しいたし

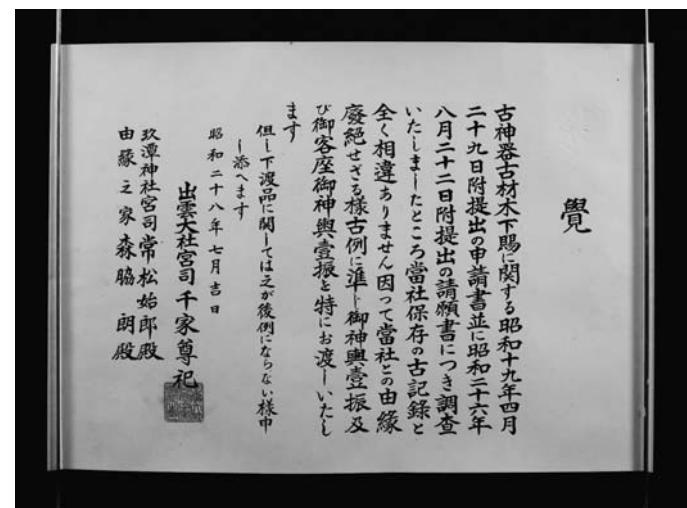
ます  
但し下渡品に關しては之が後例にならない様申

し添へます

昭和二十八年七月吉日

出雲大社宮司千家尊祀(印)

玖潭神社宮司常松始郎殿  
由縁之家森脇朗殿



棟札① 玖潭神社 天文二十三年（一五五四） 棟札

【表面】

檀那禪日寺・長乘寺・森脇治部左衛門・同与□郎・河瀬右京・美把又衛門・山助ノ三郎左衛門・同藤左衛門・鐘擣源六・臼井与丘□衛カ 各々

奉勸進修造雲州樺縫群郡玖潭之社御器奉獻、意趣者現世安穩後生善處之故、本願神主鐘擣源左衛門尉宗近、天文廿三天甲寅四月吉日

全美上三郎左衛門・平井五郎右衛門・同四郎左衛門・同六郎右衛門・中嶋ニマツ神左衛門・松本与三兵衛・川越弥四郎・彦次郎

【裏面】

（記載なし）

棟札② 玖潭神社 寛文九年（一六六九） 棟札

【表面】

御郡奉行祝弥次右門

于時 寛文九年  
本願森脇仁右衛門

美把又右衛門

三嶋茂左衛門 山根助左衛門

無上靈宝神道加持

宮野弥右衛門

神主金築兵部

十貳之氏子息災延命・壽命長遠・守護

奉寄立五社太明神一字

御代官福見久三郎

庄屋河瀬吉左衛門

平井庄三郎 土江吉助

太工近藤仁兵衛

三元三行三妙加持

下郡三嶋褚兵衛

西己貳月 吉祥日

【裏面】

金築内藏太夫

鳴根郡松江住人

末次町

神門郡杵築

住人

千家方社人中村

成相五郎兵衛



棟札③ 玖潭神社 延宝八年（一六八〇） 棟札

【表面】

宮柱太敷立高天 崔延寶第八之歲

森脇仁右衛門 三嶋茂左衛門 美把庄兵衛 山根五兵衛

奉造立 五社太明神 御社一字 司官

利 金築氏采女正藤原宅次

大工森脇左次右衛門

原仁知木高知天 庚申三月仲十三日

河瀬九良右衛門 平井宗助

土江吉右衛門

森脇甚左衛門

【裏面】

地下十二之氏子 仰冀 子孫繁榮 壽福増遠 耕作茂成 牛馬堅固 如此恐美慎白

棟札④ 玖潭神社 享保二十年（一七三五） 棟札

【表面】

宮柱太敷立高天

社司金築外衛定延  
遷師河瀬權少重延

森脇安之添

三嶋千吉 三輪文右衛門

山根惣右衛門  
大工森脇安之添

奉上葺伍社大明神社一字 國君松平幸千代丸

庄屋三嶋平右衛門  
年寄山根市右衛門

地下中十二之氏子 敬白

原仁知木高知天

下郡小豆澤與八郎  
組頭岡喜右衛門

河瀬太良右衛門 平井利兵衛

土江傳左衛門

森脇兵右衛門  
木挽森脇治兵衛

【裏面】

天長地欽社頭康榮  
廿享保二十年  
欽唱



棟札⑤ 玖潭神社 延享五年（一七四八） 棟札

【表面】

宮柱太敷立高天乃	社司金築友治	森脇安之丞	三嶋千吉	三輪文右衛門
遷師河瀬重衛	國君松平性	庄屋三嶋平右衛門	山根安兵衛	森脇兵右衛門
奉建立玖潭神社一字	地下十二之氏子	下郡小豆澤林右衛門	年寄三嶋三右衛門	土江七良衛門
原千木高知豆	組頭喜右衛門	河瀬吉右衛門	平井利兵衛	

【裏面】

天長地久社頭康栄  
戊辰卯月三日

敬  
太工恩田平右衛門  
白



棟札⑥ 玖潭神社 文化九年（一八一二）棟札

【表面】

下津岩根上宮柱太敷立

社奉行 朝比奈猪兵衛  
原民右衛門

遷師幣頭河瀨李頭藤原範重

庄屋細木甚六

覺太

奉修覆 玖潭神社一字 國君松平出羽守源齊恒公

郡奉行 国府真藏

神主金築美好藤原賀渡

後職同姓帶刀藤原定經

地下十二之氏子 龔言

高天原千木高知

代官 香西長右衛門

組頭玉木平左衛門 年寄三嶋定三郎

細木文次

【裏面】

于時文化九龍次

森脇勘左衛門

森脇林左衛門

川村忠左衛門

川瀬辰三郎

森脇門兵衛

當村

土江政十

大工

東福村

三輪与次右衛門

西尾新右衛門

同名惣八

三嶋恵左衛門

同名甚之助

同名廣三郎

同名政十

當村

森脇嘉助

平井善十

川瀬定右衛門

同名定三郎

同名廣三郎

同名伊三郎

同名政十

西尾和三郎

同名勝三郎

三嶋安三郎

同名金藏

同名太三郎

同名太三郎

平井柳右衛門

森脇茂助

同名林助

土江彦右衛門

同名安左衛門

同名勘右衛門

同名藤三郎

當村

同名門三郎

川村五良兵衛

同名清八

同名四方兵衛

同名勘右衛門

同名勘右衛門

同名新兵衛

東福村

同名兵十

森脇六左衛門

同名覺三郎

同名利八

同名利八

順序次第不同

木挽

川村忠左衛門

敬白

王  
申九月廿七日

天長地久社頭康榮

同名兵十

三嶋喜右衛門

同名源五郎

同名利八

順序次第不同

木挽

川村忠左衛門

敬白



棟札⑦ 玖潭神社 明治十六年（一八八三） 棟札

【表面】

記内  
久多美社 郡長 根岸千夫 戸長 福田喜三右エ門

奉脩繕式内  
玖潭神社 縣令從五位境二郎 遷宮周旋

記内  
同久多美社 合祭 霹靂社 祠官 少講義河瀬左芳 用係 森脇幾四郎

西令郷族四世也

山根愛助  
平井爲左エ門  
森脇薰三郎  
森脇八四郎  
山根與一右エ門  
三島市郎右エ門  
土江政四郎  
森脇市右エ門

山根愛助  
平井爲左エ門  
森脇薰三郎  
森脇八四郎  
山根與一右エ門  
三島市郎右エ門  
土江政四郎  
森脇市右エ門

謹認

【裏面】

壱番邸

拾壱番邸

三拾三番邸

四拾四番邸

五拾五番邸

敬記

大教主大教正從四位千家尊福

茲時明治十六年  
未五月九日 隅曆四月三日也

出雲大社 宮司 從五位千家尊紀

土江長四郎  
三嶋長助  
三萬金之助  
三嶋市郎右エ門  
三嶋喜代助  
三嶋喜左エ門  
土江茂十  
土江傳之助  
河瀬八藏  
三嶋柳兵衛

土江松四郎  
土江市兵衛  
土江政四郎  
土江松四郎  
山根與一右エ門  
山根市郎兵衛  
山根愛助  
森脇仁三郎  
森脇作四郎  
森脇柳藏

森脇為四郎  
森脇祐四郎  
森脇太一郎  
森脇佐一郎  
森脇虎次郎  
森脇平四郎  
河村和四郎  
河村善市  
三輪瀧藏  
森脇米太郎  
森脇廣藏  
西尾儀三郎  
平井清太郎

西尾藤太郎  
森脇源四郎  
平井源右エ門  
西尾篠太郎  
森脇辨次郎  
森脇幾四郎  
森脇嘉三郎  
河村安太郎

河瀬良助  
三嶋忠之助  
三嶋林兵衛  
土江懷訓  
敬記



棟札⑩ 玖潭神社 昭和二十二年（一九四七）棟札

【表面】

出雲大社緣故家 森脇朗  
三島與一郎 久多見  
神社本廳統理鷹司信輔 森脇甚次郎  
土江徵 川島定之助 東福  
山根誠 屋根方 川島庫光  
山根儀一郎 森脇元次郎 久多見  
森脇朗 森脇義勇 森脇米市  
森脇幾四郎 謹誌

【裏面】

昭和二十二年四月三日  
天 壤 無 窮 皇 祚 萬 歲

棟札⑯ 八坂神社 明治十六年（一八八三）棟札

【表面】

明治十六年  
奉再建八坂神社  
四月九日

戶長 福田喜三右エ門  
祠官少講義 河瀨左芳  
用係 森脇幾四郎

【裏面】

周旋 森脇八四郎  
山根與一右エ門 平井爲左エ門  
森脇薰三郎 土江政四郎  
三嶋市郎右エ門 山根愛助  
森脇市右エ門 村中氏子



玖潭神社における出雲大社の古材拝受とその背景  
一付、玖潭神社関係史料の翻刻一

棟札⑯ 天満宮 昭和二十九年（一九五四） 棟札

【表面】

神社本廳統理 鷹司信輔

責任役員 平井萬三郎(保久屋)

責任役員 土江 徹(大工屋)

奉造替天満宮一字 宮司 常松始郎

責任役員 森脇 朗(岩塚)

責任役員 三島新助(新屋敷) 大工 土江義憲 敬白

出雲大社宮司 千家尊祀

責任役員 森脇正夫(荒神前)

責任役員 森脇義勇(西新在)

【裏面】

出雲大社宮司 千家尊祀

責任役員 土江雅夫(稻儀)

責任役員 森脇義勇(西新在)

昭和貳拾九年壹月拾九日地鎮祭

下津磐根<sub>尔</sub>宮柱太敷立<sub>豆</sub>  
高天原<sub>尔</sub>千木高知<sub>豆</sub>

天下泰平氏子榮昌

昭和貳拾九年四月 貳 日正遷宮

棟札⑯ 金刀比羅神社 昭和二十九年（一九五四） 棟札

【表面】

神社本廳統理

鷹司信輔

責任役員 平井萬三郎(保久屋)

責任役員 土江 徹(大工屋)

奉造替金刀比羅神社一字 宮司 常松始郎

責任役員 森脇 朗(岩塚)

責任役員 三島新助(新屋敷) 大工 土江義憲 敬白

出雲大社宮司

千家尊祀

責任役員

土江雅夫(稻儀)

【裏面】

昭和貳拾九年壹月拾九日假殿遷座

下津磐根宮柱太敷立<sub>豆</sub>  
高天原<sub>尔</sub>千木高知<sub>豆</sub>

天下泰平氏子榮昌

昭和貳拾九年四月初貳日本殿遷座

下津磐根宮柱太敷立<sub>豆</sub>  
高天原<sub>尔</sub>千木高知<sub>豆</sub>

天下泰平氏子榮昌

